

東三河ふるさと公園 「里の花アート講座」協賛企業募集

愛知県東三河建設事務所都市施設整備課
日本ハンギングバスケット協会愛知県支部

愛知県営東三河ふるさと公園（豊川市御油町・御津町・国府町）は、東三河の里山の原風景を活かした自然豊かな公園です。平成18年3月に開園後、知名度の向上とともに中高年層のウォーキングや未就学児の遠足などを中心に利用者が年々増加し、平成26年度には年間約27万人の方にご来園いただきました。

さらに当公園は、現在東側への拡張事業（Ⅱ期整備）を進めており、御津側入口の直近を通過する国道23号バイパス（名豊道路）の全通に向けて、さらに多くの方に広域から来ていただけるよう、魅力アップに努めております。

平成26年度からその一環として「花」をテーマにしたイベントを地域の方々とともにスタートさせました。これは、「花」の魅力による集客を期待するとともに、地域の人たちがこれをきっかけとして自らの公園として魅力づくりに参画いただける仕組み作りを目的としたものです。また、地域で活躍する企業様のCSRとの連携、地場産業である花き産業の活性化も目指しております。

以下のイベント内容にご賛同いただき、多くの地元企業様にご協賛いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 イベントの詳細

公園内において定期的に寄せ植え及びハンギングバスケットの「講座」を開催し、作品を「ふるさと満喫まつり」などのイベントの場を利用して展示することによって開催し多くの人に楽しんでいただきます。また、参加者の中から希望者を募り、継続的に公園内における花づくり活動に関わっていただく「花づくりチーム」を組織します。

協賛企業さまには、寄せ植え及びハンギングバスケットの講座の開催費用のご支援をお願いしています。協賛金は、花苗、腐葉土、鉢、バスケットなどの消耗品、講師やアシスタントの謝礼、現場で協賛企業さまをご紹介させていただくメッセージボードの費用に充当させていただきます。

その他、企業PRとして、会場に企業名入りメッセージボードを掲示するとともに、社員さま向けの花苗引換券（10鉢程度）をお配りさせていただきます。また、ご希望により会場での企業パンフレット等の配布も行います。

なお、模式図にすると以下のとおりとなります。

○講座

主催：日本ハンギングバスケット協会愛知県支部

共催：愛知県

実施規模（定員）：20名×2講座（寄せ植え／ハンギングバスケット

開催日：平成27年10月24日（土）※ふるさと満喫まつりの1企画

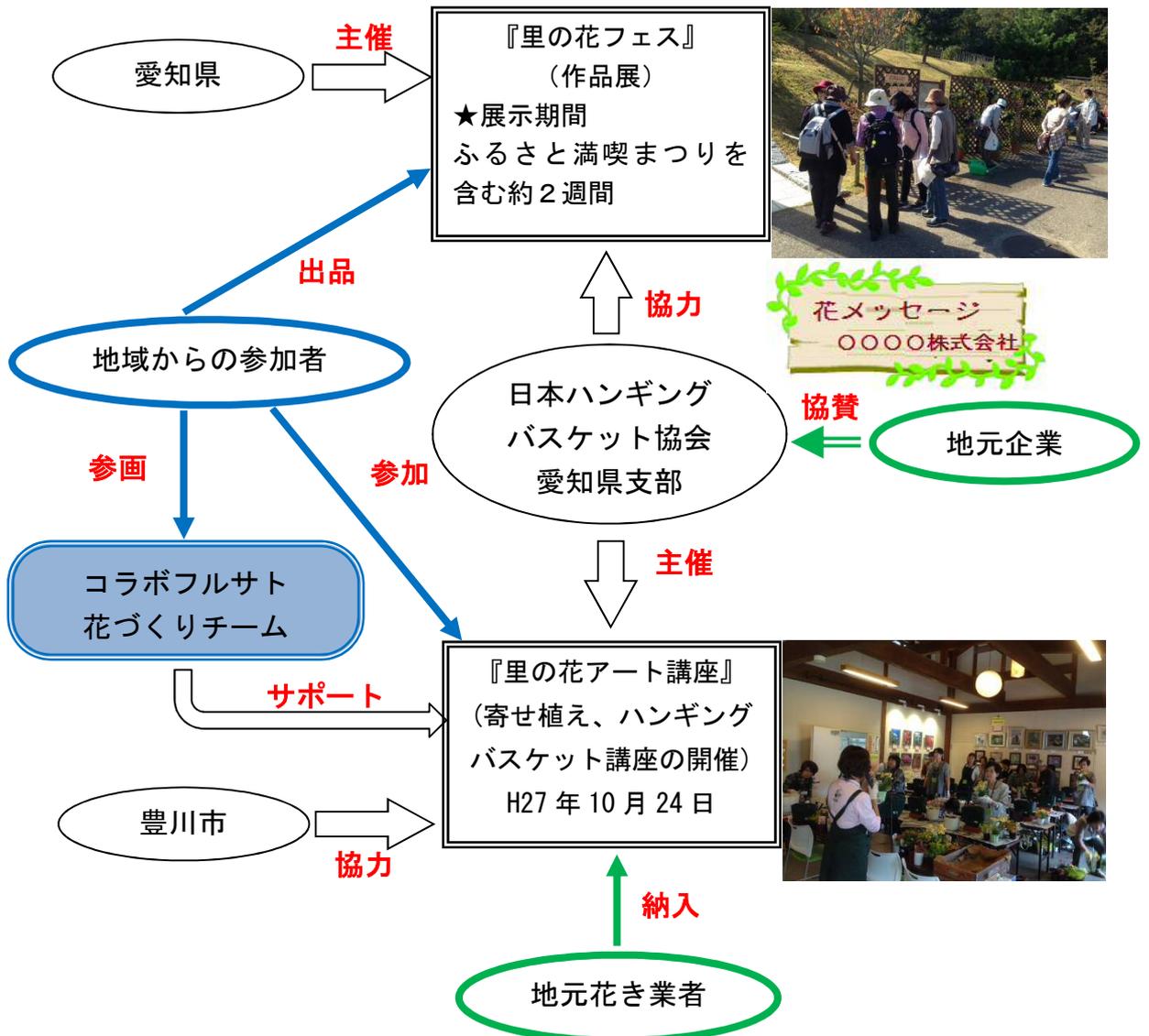
参加費：無料。ただし、作品展への出品とイベント期間中の花のお世話のボランティア参加を条件とする。

○作品展

主催：愛知県、（公財）愛知県都市整備協会

共催：日本ハンギングバスケット協会

実施期間：平成27年10月25日（日）～平成27年11月8日（日）



2 協賛内容

以下の費用として1口3万円の協賛金（1講座5企業程度。1企業2口まで可能）を日本ハンギングバスケット協会に寄付していただきます。

（1）花苗の提供

1 講座の開催に必要な花苗及び土、鉢の費用

（2）講師謝金等

講師及び講師補助への謝礼、日本ハンギングバスケット協会事務費

（3）花メッセージボード制作

掲示用の各企業さまのメッセージ及び企業名入りの木製メッセージボード（三河産ひのき製）を制作します。

3 協賛企業のご紹介

協賛いただいた企業さまについては、講座及び展示会会場において花メッセージボードの掲示及び企業紹介パンフレットの配布を行います。

4 申込み方法

様式によりお申し込みください。様式は郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより提出してください。

【申込書提出先】

440-0801 豊橋市今橋町6

愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課 都市施設・下水道グループ

電話 0532-52-1389 ファックス 0532-52-1310

電子メールアドレス：higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

5 協賛企業の条件

法人格を有する企業とします。

なお、次のいずれかに該当する場合には、申込みは受け付けないこととします。また、申込みを受け付けた後であっても、次のいずれかに該当することが判明した場合、または該当するにいたった場合は、直ちに協力企業・団体としての登録の取消を行います。

- （1）法令等に違反する行為のあるもの又はそのおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- （3）民事再生法若しくは会社更生法による再生又は再生手続き中のもの

- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) 及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないもの。
- (5) 宗教活動あるいは政治活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 人権侵害の事象のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 次のいずれかの業種に該当するもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条各号に規定する営業を行うもの。
 - ・消費者金融、高利貸しに係るもの
- (8) その他、本事業の協賛企業として不適當であると認められるもの